長崎市公告第79号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定することとしたので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成21年長崎市告示第156号）第11条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和８年５月27日

長崎市長　鈴木　史朗

１　業務の概要

⑴　業務名

市民主体のまちづくり活動プロモーション業務

⑵　業務内容

市民主体のまちづくり活動プロモーション業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

⑶　履行期間

契約締結日から令和９年３月31日（水）まで

⑷　履行場所

指定場所

⑸　予算額

5,333,000円（消費税相当額を含む。）

２　提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

⑴　長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第２条第１項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第２項各号に該当しないと認められる者であること。

⑵　参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「広報･宣伝･広告」の業種で登録がある者であること。

⑶　⑵の名簿に地域区分が市内としての登録がある者であること。

⑷　長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成７年11月７日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第３０５号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

⑹　会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

⑺　本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。

⑻　委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

３　説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に３（２）の担当課まで連絡するものとする。

⑴　説明書の交付期間

公告日から令和８年７月２３日（木）の午後３時まで（長崎市の休日を定める条例（平成５年長崎市条例第 35 号）第１条第１項に規定する本市の休日を除く。）。

⑵　説明書の交付場所

長崎市魚の町４番１号　長崎市役所 10 階

長崎市市民生活部自治振興課（電話：095-829-1134）

４　参加表明書の提出期限、場所及び方法

⑴　参加表明書の提出期限

令和８年６月１０日（水）午後３時必着（提出期限内に３（２）の場所に到達していること。）

⑵　参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、３（２）の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及び FAX による提出は受け付けない。

ア　公募型プロポーザル参加表明書（第１号様式）

イ　担当者連絡先（様式ア）

５　提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 ２ 号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第３号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第２号様式）により通知するものとする。

通知予定日　令和８年６月１２日（金）

６　説明書等に対する質問に関する事項

⑴　説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式キ）を用いるものとし、電子メール又は FAX により下記⑶に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

⑵　説明書等に対する質問の提出期限

令和８年６月１２日（金）午後３時必着

⑶　質問書送信先

長崎市市民生活部自治振興課　長崎市役所　１０階

E-mail: jichishin@city.nagasaki.lg.jp　FAX：095-829-1233

⑷　質問に対する回答

令和８年６月１７日（水）午後３時までに質問を取りまとめ、参加表明書を提出し提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

７　提案書の提出期限、場所及び方法

⑴　提案書の提出期限

令和８年７月24日（金）午後３時必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

⑵　提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、３（２）の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第４条第２項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第１項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールおよびFAXによる提出は受け付けない。

８　ヒアリングの実施

⑴　ヒアリングの有無　　有

提案書の提出者が５者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく１次審査を実施し、５者程度に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案書の提出者が５者を超える場合であっても、市長が５者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

⑵　ヒアリング予定日：令和８年７月29日（水）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式ケ）にて通知する。

９　受託者の決定

⑴　提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア　評価基準

評価項目		提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務等 実績調書 （様式ウ）	令和3年4月から令和8年3月末までに完了した受託業務について、同種業務の実績がどの程度あるか、件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいか等を総合的に評価する。 ※同種業務とは、20代から40代の子育て世代を含む若い世代を主な対象とした国、地方自治体又は企業・団体等のプロモーション(動画・CM・イベント企画）に関する業務又はそれに類する業務をいう。 ５点：同種業務の実績（内容・成果）が5件以上ある ４点：同種業務の実績（内容・成果）が4件ある ３点：同種業務の実績（内容・成果）が3件ある ２点：同種業務の実績（内容・成果）が2件ある １点：同種業務の実績（内容・成果）が1件ある ０点：同種業務実績がない	5
	実施体制	組織調書 （様式イ）	担当者の配置が本業務に対して迅速・柔軟に対応できるかを評価する。 ５点：主任担当者1名以上、担当者5名以上配置できる。 ３点：主任担当者1名以上、担当者3名以上配置できる ０点：主任担当者が担当者を兼務している。もしくは、担当者を配置していない。	5
実施方針等評価	業務 理解度	業務等の 実施方針 （様式オ）	本業務の目的、内容の理解度を評価する。 10点：本業務の目的、内容を十分に理解している ７点：本業務の目的、内容を理解している ３点：本業務の目的、内容の理解がやや不足している ０点：本業務の目的、内容の理解が不十分である	10
	業務手順	業務等の 実施手法 （様式カまたは任意様式）	（1）業務実施手順を示すフローの妥当性が高い場合、（2）業務実施のスケジュールの妥当性が高い場合に評価する。 ５点：（1）、（2）のいずれにも該当する場合 ３点：（1）、（2）のいずれかが該当しない場合 ０点：（1）、（2）のいずれにも該当しない場合	5
提案内容評価	企画力	企画書 （任意様式）	目的やコンセプトなどに沿った魅力的な企画となっているか。 30点：目的やコンセプトなどに沿った極めて魅力的な企画となっている。 24点：目的やコンセプトなどに沿った概ね魅力的な企画となっている。 18点：目的やコンセプトなどに沿ったある程度魅力的な企画となっている。 12点：目的やコンセプトなどに沿った一部、魅力的な企画となっている。 ０点：目的やコンセプトなどに沿った魅力的な企画となっていない。	30
	市民参加		市民参加型の企画となっているか。 10点：市民参加型の魅力的な企画となっている。 ５点：概ね、市民を巻き込んだ企画となっている。 ０点：市民を巻き込んだ企画となっていない。	10
	広報展開力		制作した啓発動画を使用し、ターゲット層に響く効果的な広報計画になっているか。 20点：極めて効果的な計画になっている。 16点：概ね効果的な計画になっている。 12点：ある程度効果的な計画になっている。 ８点：一部、効果的な計画になっている。 ０点：あまり効果的ではない。	20
	自由提案		ターゲット層に対して「自治会」や「地域コミュニティ連絡協議会」に対し関心をもち、参加意欲を高めるため、市民を巻き込み、話題性や新規性、独創性を高め、創意工夫が行われている魅力的な提案であるか。 15点：極めて魅力的な提案になっている。 12点：概ね魅力的な提案になっている。 ９点：ある程度魅力的な提案になっている。 ６点：一部、魅力的な提案になっている。 ０点：あまり魅力的ではない。	15
合計				100

※合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。合計点が最も高い者が複数いる場合は、「提案内容評価」の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。さらに、その複数者の「提案内容評価」の合計点が同点となった場合は、参考見積金額が最も低い者を、さらに、その複数者の参考見積金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を特定する。
※「提案内容評価」において、いずれかの項目について委員全員の配点が0点のものがある場合、または委員全員の評価の合計点が満点の2分の1未満の場合は、受託候補者として非特定とする。

イ　特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

氏名	役職名
羽佐古　潤二郎	市民生活部　部長
宮本　康宏	市民生活部　理事
平田　圭	自治振興課の職員
髙橋　凛	自治振興課の職員
溝口　紗代	市民協働推進室の職員
鬼塚　みなみ	地域コミュニティ推進室の職員
橋本　さな	地域コミュニティ推進室の職員
高山　宗悟	中央地域センターの職員
亀本　廉	広報広聴課の職員

⑵　決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和８年７月３１日（金）（予定）に通知する。

⑶　決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっても、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

１０　契約書作成の要否　要

１１　その他

⑴　本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

⑵　提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

⑶　参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

⑷　提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

⑸　提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

⑹　提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

⑺　次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア　提案資格を満たさないこととなった場合

イ　参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

⑻　成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て長崎市に帰属する。

⑼　受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

⑽　参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該

参加表明者はその旨を記載した書面を担当課に届け出なければならない。

担当課

〒８５０－８６８５

長崎市魚の町４番１号　長崎市役所 10 階

長崎市市民生活部自治振興課

電　話　０９５－８２９－１１３４

ＦＡＸ　０９５－８２９－１２３３

電子メールアドレス　jichishin@city.nagasaki.lg.jp